

令和 5 年 3 月
大 東 市 議 会
定 例 月 議 会 議 案
条 例 新 旧 対 照 表

も く じ

・議案第21号	大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例-----	1
・議案第22号	大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例-----	3
・議案第23号	大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例-----	5
・議案第24号	大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例-----	9
	大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例-----	9
	大東市子どもの医療費の助成に関する条例-----	11
・議案第25号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例-----	13
・議案第26号	大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例-----	15
・議案第27号	大東市国民健康保険条例-----	19
・議案第28号	大東市手数料条例-----	31
・議案第29号	大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に關す る基準を定める条例-----	41

議案第21号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第4条 (略) (分限)
第5条 (略)
2 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その身分を失う。 <u>ただし、第2号に該当する場合のうち、同号に該当することとなった日以後においても団員としての活動に支障がないと団長が認めるときは、この限りでない。</u>
(1) ～ (2) (略)
第6条 ～ 第12条 (略)

主要改正点

- ・非常勤の消防団員に係る資格の喪失の要件を変更したこと。

旧
第1条 ～ 第4条 (略) (分限)
第5条 (略)
2 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その身分を失う。
(1) ～ (2) (略)
第6条 ～ 第12条 (略)

議案第 2 2 号

大東市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新旧対照表

新
第 1 条 ～ 第 2 3 条の 3 (略) (一般廃棄物処理手数料)
第 2 4 条 (略)
<u>2 粗大ごみの処理手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。</u>
<u>3 前 2 項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。</u>
第 2 5 条 ～ 第 3 3 条 (略)

主要改正点

- ・粗大ごみの処理手数料について、証紙による収入の方法により徴収することとしたこと。

旧
第 1 条 ～ 第 2 3 条の 3 (略) (一般廃棄物処理手数料)
第 2 4 条 (略)
<u>2 前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。</u>
第 2 5 条 ～ 第 3 3 条 (略)

議案第 23 号

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

新	
本則 (略)	
別表第 1 (略)	
別表第 2 (第 2 条関係)	
執行機関の附属機関及び上下水道事業管理者の諮問機関としての審査会等の委員の報酬の額	
区分	報酬の額
行政不服審査会委員	(略)
<u>大東市いじめ問題再調査委員会委員</u>	時間額 <u>9,500円</u>
学校運営協議会委員	(略)
<u>大東市いじめ問題対策委員会委員長</u>	日額 <u>8,500円</u> <u>(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定する重大事態(次項において「重大事態」という。)に係る調査を行う場合にあっては、時間額9,500円)</u>
<u>大東市いじめ問題対策委員会委員</u>	日額 <u>7,500円</u>

主要改正点

- ・大東市いじめ問題対策委員会及び大東市いじめ問題再調査委員会の委員の報酬の額を変更したこと。
- ・大東市いじめ問題対策委員会調査補助員及び大東市いじめ問題再調査委員会調査補助員の報酬の額を定めたこと。

新旧対照表

旧	
本則 (略)	
別表第 1 (略)	
別表第 2 (第 2 条関係)	
執行機関の附属機関及び上下水道事業管理者の諮問機関としての審査会等の委員の報酬の額	
区分	報酬の額
行政不服審査会委員	(略)
学校運営協議会委員	(略)

新

(重大事態に係る調査を行う
場合にあっては、時間額9,
500円)

別表第3 (第2条関係)

専門委員等の報酬の額

区分	報酬の額
産業医	(略)
<u>大東市いじめ問題再調査委員会調査補助員</u>	<u>時間額 9, 500円</u>
<u>大東市いじめ問題対策委員会調査補助員</u>	<u>時間額 9, 500円</u>
(略)	(略)

別表第4 ~ 別表第5 (略)

旧

別表第3 (第2条関係)

専門委員等の報酬の額

区分	報酬の額
産業医	(略)
(略)	(略)

別表第4 ~ 別表第5 (略)

議案第24号

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例
大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例
大東市子どもの医療費の助成に関する条例

新

(大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例)

第1条 (略)

(対象者)

第2条 (略)

2 (略)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(2) ～ (5) (略)

3 ～ 4 (略)

第2条の2 ～ 第14条 (略)

(大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例)

第1条 ～ 第1条の2 (略)

(対象者)

第2条 (略)

2 (略)

主要改正点

- ・ 重度障害者、ひとり親家庭及び子どもに係る医療費助成の対象者として、生活保護が停止されている者を追加したこと。

新旧対照表

旧

第1条 (略)

(対象者)

第2条 (略)

2 (略)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(2) ～ (5) (略)

3 ～ 4 (略)

第2条の2 ～ 第14条 (略)

第1条 ～ 第1条の2 (略)

(対象者)

第2条 (略)

2 (略)

新

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(2) ～ (5) (略)

第2条の2 ～ 第14条 (略)

(大東市子どもの医療費の助成に関する条例)

第1条 ～ 第2条 (略)

(対象者)

第3条 (略)

2 (略)

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者（その保護を停止されている者を除く。）

(2) (略)

3 (略)

第4条 ～ 第15条 (略)

旧

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(2) ～ (5) (略)

第2条の2 ～ 第14条 (略)

第1条 ～ 第2条 (略)

(対象者)

第3条 (略)

2 (略)

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者

(2) (略)

3 (略)

第4条 ～ 第15条 (略)

議案第25号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新
第1条 ～ 第25条 (略)
<u>第26条 削除</u>
第27条 ～ 第53条 (略)

主要改正点

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第1条 ～ 第25条 (略)
<u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u>
<u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>
第27条 ～ 第53条 (略)

議案第26号

大東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

新
第1条 ～ 第8条 (略) (安全計画の策定等)
<u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>
<u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u>
<u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u>
<u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>
第9条 ～ 第10条 (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)
第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置するときは、 <u>その行う保育に支障がない場合に限り、</u> 必要に応じ当該家庭的保育事業者等の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。
第12条 ～ 第13条 (略)

主要改正点

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したと。

新旧対照表

旧
第1条 ～ 第8条 (略)
第9条 ～ 第10条 (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)
第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）等を併せて設置する場合は、必要に応じ当該家庭的保育事業者等の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 <u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u>
第12条 ～ 第13条 (略)

新

第14条 削除

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 ～ 5 (略)

第16条 ～ 第50条 (略)

旧

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 ～ 5 (略)

第16条 ～ 第50条 (略)

議案第27号

大東市国民健康保険条例 新旧対照表

新
<p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 ～ 第37条 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア ～ イ (略)</p>

主要改正点

- ・令和5年度における国民健康保険の保険料率等の特例を定めたこと。
- ・出産育児一時金の支給額を引き上げたこと。
- ・低所得者の保険料の減額に係る所得判定基準を改めたこと。

旧
<p>第1条 ～ 第5条 (略)</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 ～ 第37条 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア ～ イ (略)</p>

新

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に535,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

2～4 (略)

第39条～第53条 (略)

附 則

1～8 (略)

(令和5年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の特例)

9 令和5年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第15条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た割合

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

旧

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

2～4 (略)

第39条～第53条 (略)

附 則

1～8 (略)

新

(3) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

（令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定の特例）

10 令和5年度分の保険料における第17条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第9項」とする。

（令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の均等割額の算定の特例）

11 令和5年度分の保険料における第18条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは「附則第9項」とする。

（令和5年度における退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定の特例）

12 令和5年度分の保険料における第19条の規定の適用については、同条第1号中「第15条第1項第3号ア」とあるのは「附則第9項第3号ア」と、同条第2号中「第15条第1項第3号イ」とあるのは「附則第9項第3号イ」と、同条第3号中「第15条第1項

旧

新

第3号ウ」とあるのは「附則第9項第3号ウ」とする。

(令和5年度における基礎賦課限度額の特例)

13 令和5年度分の保険料における第20条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されている」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

(令和5年度における一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例)

14 令和5年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第24条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た割合

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 次のアからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算

旧

新

定の特例)

1 5 令和5年度分の保険料における第26条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第14項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の均等割額の算定の特例)

1 6 令和5年度分の保険料における第27条の規定の適用については、同条中「第24条」とあるのは「附則第14項」とする。

(令和5年度における退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定の特例)

1 7 令和5年度分の保険料における第28条の規定の適用については、同条第1号中「第24条第1項第3号ア」とあるのは「附則第14項第3号ア」と、同条第2号中「第24条第1項第3号イ」とあるのは「附則第14項第3号イ」と、同条第3号中「第24条第1項第3号ウ」とあるのは「附則第14項第3号ウ」とする。

(令和5年度における後期高齢者支援金等賦課限度額の特例)

1 8 令和5年度分の保険料における第29条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

(令和5年度における介護納付金賦課額の保険料率の特例)

1 9 令和5年度の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率については、第33条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た割合

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

旧

新

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の市長が告示する割合に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額
(令和5年度における介護納付金賦課限度額の特例)

20 令和5年度分の保険料における第34条の規定の適用については、同条中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた」とあるのは「当該年度の保険料の賦課期日において施行されている」とする。

21 (略)

22 (略)

旧

9 (略)

10 (略)

議案第28号

大東市手数料条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
区分			手数料の額
7 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づくもの	租税特別措置法第28条の4第3項	(略)	(略)
	第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ	(略)	(略)
	又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イの規定による宅地造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

主要改正点

- ・租税特別措置法及び宅地造成等規制法の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
区分			手数料の額
7 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づくもの	租税特別措置法第28条の4第3項	(略)	(略)
	第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、 <u>第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イの規定による宅地造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請</u>	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

新

	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定による住宅の新築が良好な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
17 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によること</u>	旧法第8条第1項の規定に基づく許可の申請	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

旧

	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、 <u>第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ</u> の規定による住宅の新築が良好な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
17 <u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づくもの</u>	<u>宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく許可の申請</u>	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

新

とされる同項に規定する旧宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「旧法」という。）に基づくもの

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

旧法第12条第1項の規定に基づく許可の申請

1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が460,000円を超えるときは、460,000円とする。

ア 土地に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、

旧

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく許可の申請

1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が460,000円を超えるときは、460,000円とする。

ア 土地に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、

新

土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土地の面積、土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土地の面積）に応じ旧法第8条第1項の規定に基づく許可の申請の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の編入に係る土地に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土地の面積に応じ旧法第8条第1項の規定に基づく許可の申請の項に規定する額

旧

土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土地の面積、土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土地の面積）に応じ宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく許可の申請の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の編入に係る土地に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土地の面積に応じ宅地造成等規制法第8条第1項の規定に基づく許可の申請の項に規

新

		ウ (略)
	<u>旧法第2条第2号の規定に基づく宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付</u>	(略)
	<u>旧法第8条第1項又は第12条第1項の規定に基づく許可を受けたことを証する書面の交付</u>	(略)

旧

		定する額 ウ (略)	
	<u>宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第30条の規定に基づく書面の交付</u>	<u>宅地造成等規制法第2条第2号の規定に基づく宅地造成に関する工事でないことを証する書面のとき</u>	(略)
		<u>宅地造成等規制法第8条第1項又は第12条第1項の規定に基づく許可を受けたことを証する書面のとき</u>	(略)

議案第29号

大東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新
第1条 ～ 第6条 (略) (安全計画の策定等)
<u>第6条の2 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>
<u>2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的</u> <u>的に実施しなければならない。</u>
<u>3 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u>
<u>4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>
第7条 ～ 第12条 (略) (業務継続計画の策定等)
<u>第12条の2 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>
<u>2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施するよう努めなければならない。</u>
<u>3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更</u>

主要改正点

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧
第1条 ～ 第6条 (略)
第7条 ～ 第12条 (略)

新

を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員
に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及
びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

第14条 ～ 第21条 (略)

旧

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要
な措置を講じるよう努めなければならない。

3 (略)

第14条 ～ 第21条 (略)

印刷物番号

4 - 7 7